

議案第48号

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年4月20日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年杉並区条例第6号）の一部
を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

- 5 保健所及び保健センターに勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第5条の規定は、適用しない。
- 6 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、規則で定める。
- 7 附則第5項の規定により防疫等業務手当を支給する場合においては、第9条中「第3条から前条まで」とあるのは、「第3条、第4条、第6条から前条まで及び附則第5項」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例附則第5項から第7項までの規定は、令和2年1月27日から適用する。

（提案理由）

防疫等業務手当の特例を定める必要がある。